

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

平成29年 7月号 No.810

Index

- P2. 日本年金機構からのお知らせ
- P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ
- P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ



国賀海岸 通天橋 (島根県隠岐郡西ノ島町)

国賀海岸は海食作用が作り出した、変化に富んだ景観美で知られています。通天橋は、波が巨岩の中央に穴をあけてできた架け橋です。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

- 対象者
- ① 新任担当の方
 - ② 新規加入事業所の方
 - ③ その他受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地区	開催日	時間	会場
松江	8月17日(木)	13:30~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)※
出雲	8月3日(木)		出雲市民会館(302研修室)
浜田	8月4日(金)		浜田年金事務所(大会議室)

※駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

「算定基礎届」の提出は、お済みでしょうか?

「算定基礎届」は、年1回、被保険者の皆様の標準報酬月額(健康保険・厚生年金保険の保険料計算、保険給付、年金給付の基礎となる金額)を見直すための大切な届です。この届出によって、本年9月以降の標準報酬月額が決定され、毎月の保険料が決まります。

提出期限は**7月10日(月)**です

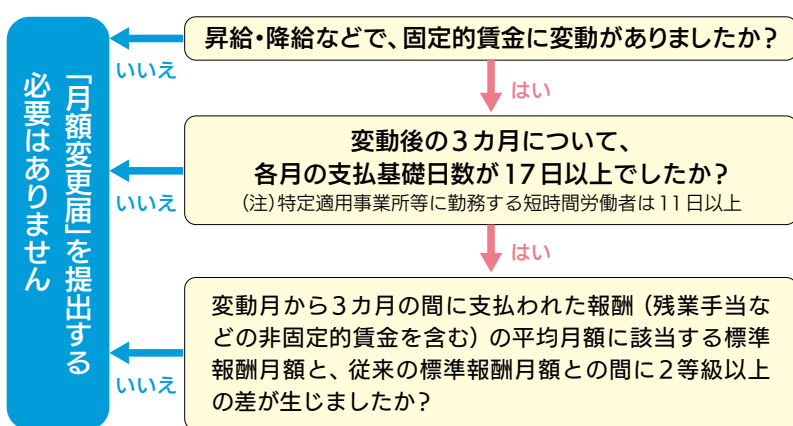
まだ提出されていない場合は、至急提出をお願いします。

なお、文書にて別途ご案内している「**算定基礎届等提出時の受付調査**」の対象事業所においては、受付調査時に持参のうえご提出ください。

「月額変更届」に該当していませんか?

被保険者の報酬が、昇給・降給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、「算定基礎届」による定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、「**月額変更届**」の提出が必要です。

●「月額変更」(随時改定)に該当するかどうかの確認



はい

「月額変更届」を提出してください
変動月から4か月目に標準報酬が変更となります

◆4月に固定的賃金の変動し「月額変更」に該当する方

「算定基礎届」とは別に「月額変更」の提出が必要です。この届によって、7月から標準報酬月額が改定されます。

◆5月又は6月に固定的賃金の変動し「月額変更」に該当する方

「月額変更届」の提出によって「算定基礎届」による決定は無効となり、8月又は9月から標準報酬月額が改定されます。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

医療機関の窓口で支払う金額を抑えるために 限度額適用認定証をご利用ください



1 限度額適用認定証とは…

医療機関窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、ご申請により自己負担限度額を超えた額(高額療養費)が払い戻されますが、窓口での医療費の支払いは大きな負担になります。そこで、**70歳未満の方**が入院や外来で診療を受ける場合に、**限度額適用認定証**を保険証と併せて医療機関窓口^(※1)に提示すると、入院時等の一ヶ月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額まで^(※2)となり、**窓口でのお支払額が軽減**されます。

2 実際の窓口負担について

例 **総医療費^(※3): 100万円** 区分:ウ^(※4) 窓口負担:3割の方の場合(70歳未満の方)

限度額適用認定証を **利用する** 場合

窓口支払額が軽減

自己負担額 **87,430円** を窓口で支払

80,100円+
(総医療費 1,000,000円 - 267,000円) × 1%

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で精算されるため、窓口でのお支払額が自己負担限度額まで済みます。

限度額適用認定証を **利用しない** 場合

後日の申請手続きが必要

自己負担額 **300,000円** を窓口で支払

総医療費 1,000,000円 × 3割

その後、高額療養費支給申請書をご提出いただきますと、**212,570円が払い戻されます。**

(注) 70歳以上の方の
自己負担限度額について

70歳以上の方は「高齢受給者証」を保険証と併せて提示することにより、窓口でのお支払いが自己負担限度額まで済みます。限度額適用認定証の申請の必要はありません。

なお、自己負担限度額は70歳未満の方と異なっており、今後、平成29年8月と平成30年8月の2度に分かれて自己負担限度額の引き上げが予定されています。

3 限度額適用認定証の発行までの流れ

1 入院等が決まったら、協会けんぽのホームページ等にある「健康保険限度額適用認定申請書」に必要事項を記入して、ご加入(保険証に記載)の協会けんぽ都道府県支部へ郵送にて申請してください。

一週間程度

2 申請書に記入いただいた郵送先へ、限度額適用認定証をお届けします。

3 受診するときに保険証と併せて限度額適用認定証を提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。

(※1) 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれで自己負担額を計算します。
(※2) 自己負担限度額は、協会けんぽのホームページをご覧ください。同月に入院や外来で複数受診がある場合などは、高額療養費の申請が必要となることがあります。(保険外負担分(差額ベッド代など)や入院時の食事負担額等は対象外です)
(※3) 総医療費とは保険適用される診療費用の総額(10割)です。
(※4) 被保険者の所得区分に応じた「区分」が決まっており、自己負担限度額が異なります。自己負担限度額は、協会けんぽのホームページをご覧ください。

- 被保険者が低所得「区分才^(※4)」に該当する場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できません。「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。
- 有効期限は申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から最長で1年間です。

手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部 業務グループ TEL.0852-59-5144



平成28年度の事業結果並びに決算が承認されました

6月に開催されました平成29年度定時評議員会において、平成28年度事業結果並びに決算が承認されました。

事業結果及び決算は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますのでご覧ください。なお、当協会のホームページをご覧になれない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていますので、電話等によりご連絡ください。

- 流動資産合計 …… 4,532,476円
 - 流動負債合計 …… 81,686円
 - 正味財産合計 …… 44,512,290円
 - 固定資産合計 …… 43,338,866円
 - 固定負債合計 …… 3,277,366円
- (貸借対照表数値を掲載しています。)

NEW

「社会保険事務 初任者講座」のお知らせ

社会保険事務経験が1年未満の担当者の方を対象に、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について、平成29年版「社会保険の事務手続」をテキストに、ポイントを絞って解説いたします。

- 会 場: サンマリン浜田(浜田市原井町)
- 期 日: 平成29年9月13日(水)、20日(水)、27日(水)の3日間に分けて実施
- 時 間: いずれの日も13時30分～16時30分まで
- 講 師: 現在調整中 ※原則3日間受講願います。
- 定 員: 30名
- 費 用: 会員事業所の方は無料です。
非会員事業所の方の受講料は、「社会保険の事務手続」込みで3,000円です。
- 申 込: ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。

社会保険ソフトボール大会 〈浜田会場〉が終了しました。

去る6月11日(日)石見海浜公園において、第7回浜田・江津・邑智地区大会が開催され、5チーム参加によるトーナメント方式で熱戦が繰り広げられました。当日は空模様も悪く、途中30分の降雨中断もありましたが、浜田市ソフトボール協会のご協力をいただき、無事に大会を終えることが出来ました。試合結果等は次のとおりです。

- 優 勝 (株)ハゼヤマ
- 準優勝 (株)しちだ教育研究所
- 最優秀選手 藤本選手(ハゼヤマ)
- 優 秀 選 手 細田選手(しちだ教育研究所)

※ホームページに写真などを掲載しています。
※益田会場(益田・鹿足地区)は7月23日(日)開催の予定です。

ご注意

「海の家・山の家共通 利用券」について

平成29年度の「海の家・山の家共通利用券」を、社会保険しまね7月号と同封してお届けしました。
「山の家」ご利用の際には、従来の健康保険被保険者証の提示に代え、「海の家・山の家共通利用券」の提示が必要です。共通利用券に事業所証明のうえ各施設へ提出していただきますようお願いいたします。

募集中

事務担当者向け 「社会保険実務基礎講座」

残り9席

「社会保険実務基礎講座」を、今年度は平成29年8月～平成29年12月の間(毎月2日、合計10日間)出雲市で開催します。詳しくは、「社会保険しまね」5月号をご確認ください。

ホームページの「受講申込書」に記入のうえ
FAX(0852-27-5068)送信願います。

※会員外事業所の皆様は、受講料として5,000円
(テキスト「社会保険の事務手続」込み)が必要です。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険 しまね

発行者 / (一財)島根県社会保険協会
文書提供 / 松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2017.7.14発行

通巻810号

※次回の発行については平成29年9月を予定しています。